

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2012-3636(P2012-3636A)

【公開日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-001

【出願番号】特願2010-139941(P2010-139941)

【国際特許分類】

G 06 F 13/362 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/362 510 E

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

処理手段と、

バスと、

前記処理手段からのデータを転送する第1のバスマスターを含み、それぞれが前記バスに接続された複数のバスマスターと、

前記処理手段により、所定の期間内に所定量のデータ転送を必要とする所定の処理が開始されたことに応じて、前記複数のバスマスターのうち、前記第1のバスマスター以外の所定のバスマスターにおける転送データのバースト長を、第1のバースト長から、前記第1のバースト長よりも短い第2のバースト長に変更する制御手段とを備えることを特徴とする電子機器。

【請求項2】

前記制御手段は、前記処理手段により前記所定の処理が行われていない場合、前記所定のバスマスターにおける前記バースト長を前記第1のバースト長に設定することを特徴とする請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記バスに接続され、メモリと前記複数のバスマスターとの間のデータ転送を制御するバススレーブを備えることを特徴とする請求項1または2に記載の電子機器。

【請求項4】

撮像手段と、

バスと、

前記撮像手段により得られた画像データを転送する第1のバスマスターを含み、それぞれが前記バスに接続された複数のバスマスターと、

前記バスに接続され、前記複数のバスマスターとメモリとの間で画像データの転送を行うメモリコントローラと、

前記撮像手段による連写処理の開始に応じて、前記複数のバスマスターのうち、前記第1のバスマスター以外の所定のバスマスターにおける転送データのバースト長を、第1のバースト長から、前記第1のバースト長よりも短い第2のバースト長に変更する制御手段とを備えることを特徴とする電子機器。

【請求項5】

処理手段と、

バスと、

前記処理手段からのデータを転送する第1のバスマスターを含み、それぞれが前記バスに接続された複数のバスマスターと

を備える電子機器の制御方法であって、

前記処理手段により、所定の期間内に所定量のデータ転送を必要とする所定の処理が開始されたことに応じて、前記複数のバスマスターのうち、前記第1のバスマスター以外の所定のバスマスターにおける転送データのバースト長を、第1のバースト長から、前記第1のバースト長よりも短い第2のバースト長に変更する制御工程を備えることを特徴とする方法。

【請求項6】

撮像手段と、

バスと、

前記撮像手段により得られた画像データを転送する第1のバスマスターを含み、それぞれが前記バスに接続された複数のバスマスターと、

前記バスに接続され、前記複数のバスマスターとメモリとの間で画像データの転送を行うメモリコントローラと

を備える電子機器の制御方法であって、

前記撮像手段による連写処理の開始に応じて、前記複数のバスマスターのうち、前記第1のバスマスター以外の所定のバスマスターにおける転送データのバースト長を、第1のバースト長から、前記第1のバースト長よりも短い第2のバースト長に変更する制御工程を備えることを特徴とする方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

上記課題を解決するためのある側面に対応する発明は、電子機器であって、

処理手段と、

バスと、

前記処理手段からのデータを転送する第1のバスマスターを含み、それぞれが前記バスに接続された複数のバスマスターと、

前記処理手段により、所定の期間内に所定量のデータ転送を必要とする所定の処理が開始されたことに応じて、前記複数のバスマスターのうち、前記第1のバスマスター以外の所定のバスマスターにおける転送データのバースト長を、第1のバースト長から、前記第1のバースト長よりも短い第2のバースト長に変更する制御手段とを備えることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

上記課題を解決するための他の側面に対応する発明は、電子機器であって、

撮像手段と、

バスと、

前記撮像手段により得られた画像データを転送する第1のバスマスターを含み、それぞれが前記バスに接続された複数のバスマスターと、

前記バスに接続され、前記複数のバスマスターとメモリとの間で画像データの転送を行うメモリコントローラと、

前記撮像手段による連写処理の開始に応じて、前記複数のバスマスターのうち、前記第1のバスマスター以外の所定のバスマスターにおける転送データのバースト長を、第1のバースト長から、前記第1のバースト長よりも短い第2のバースト長に変更する制御手段とを備えることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】